つるこく情報

発　　行
酒田河川国道事務所
鶴岡国道維持出張所
第188号
令和 8年 11月2日

E7 日本海東北自動車道にて特殊車両の取締りを実施！

10/7（水）あつみ温泉ICにおいて、今年度2回目となる取締りを山形県警高速道路交通警察隊鶴岡分駐隊の協力を得て行いました。



手順確認完了！



対象車両を誘導



通行許可証の確認



長さ・高さ測定



車幅測定



マットスケールで
総重量測定

特殊車両通行許可制度とは？

最近は、車も、運搬される貨物も大型になり、重量も重くなっており道路に損傷が生じる事故が増えています。せまい道路に大型車を通行させたり、一定の大きさや重さを超える車（特殊車両）を通行させるときは、道路管理者の許可を受けるように、 道路法で定められてます。

道路の異状は **＃9910**（通話料無料）

国土交通省 LINE通報アプリ ＃9910
道路の異状を発見したら
友だち追加は二次元コードから
LINEで通報#9910

国道7 ROUTE　国道112 ROUTE

E7

国土交通省　東北地方整備局
酒田河川国道事務所　鶴岡国道維持出張所
〒997-0043　山形県鶴岡市東新斎町11-15
TELL：0235-22-4738（代表）　FAX：0235-25-4820